

人工場用品ノ予備ハケテ燃料、石炭使用規定ヲ制定シ正確ニ支給セシメ  
又労働時間ノ入内トシ残業制ヲ設テラセシメ

3. 晝食休憩ノ時間ニ延長セラセシメ

大車(田舎安全ヲ美シラセシメ)

(2) 八項 )

以上ノ如キ要求書ヲ作成シ四職業ヲ継続シ対応スルニ至シテ

筆頭団側ニ社イチノ職工代表高田、中川又支折兼接者木戸等ヲシテ

其ノ後引換セ工場側ト種々折衝セシメテ工場側ニ社イチノ容易ニ

要求スル心スル一色ヲ強硬ナル態度ヲ持シテ却テ罷業職工ヲ解雇

セントスルノ事ニ生テントスル以下策ニ容服シ十一月十日ノ筆頭団側ニテ

其ノ工場側ニ対シ合見ヲ要求シ前記ニ及ビ工場長ト合見折衝ノ結果木